

男女が共に輝くおかやまづくり

女性も男性も、
誰もがいきいきと暮らせる社会をつくるために。

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現は、私たちの願いであり、豊かで活力ある未来を築くために必要不可欠なことでもあります。

岡山県では、男女共同参画社会の実現を県政の最重要課題の一つと位置付け、さまざまな取組を推進してきましたが、真の男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、計画的かつ総合的に推進するため、「第4次おかやまウィズプラン」を策定します。

県民、ボランティア・NPOや事業者・企業、国・市町村などさまざまな立場の皆さんと力を合わせながら、男女共同参画社会の実現に全力で取り組んでいきます。

第4次おかやまウィズプラン計画期間

平成28年度～平成32年度
2016年度 2020年度



基本的な視点 この4つの視点に基づき、策定しました。

- 1 男女の人権の尊重とパートナーシップの確立**
男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮できる、男女共同参画社会の実現のためには、直接的か間接的かを問わず、性別による差別的な扱いを受けないことや、個人として能力を発揮する機会の確保、男女間における暴力の根絶など、男女の人権が尊重されなければなりません。
- 2 「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)に気づく視点**
社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といい、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
「社会的・文化的に形成された性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合には、これらが社会的、文化的に作られたものであることを意識して、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。
- 3 女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援**
男女が対等に参画する社会を実現するためには、女性のエンパワーメント(女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと)が重要です。
また、チャレンジする意欲のある女性が、いつでも、どこでも、誰でも、チャレンジできるような支援も求められています。
- 4 さまざまな主体との協働の推進**
男女共同参画社会の実現には、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業など多様な主体と協働(複数の主体が目標を共有し、対等なパートナーとして共に力を合わせて活動すること)して、取り組むことが重要です。

男女が共に輝くおかやまづくり



男女の性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現に向けて、力をあわせて取り組みましょう。

県民の役割

県民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を正しく理解し、その実現に向け、職場、学校、地域、家庭などあらゆる場を通して、主体的、積極的に取り組むことが求められています。
性別による差別的な扱いをやめたり、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行を改善するなど、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

ボランティア・NPOの役割

男女共同参画社会を実現するためには、さまざまな分野で活躍している、ボランティアやNPOの果たす役割が重要です。男女共同参画の視点を持って自主的な取組を行い、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

事業者・企業の役割

誰もがその個性と能力を十分に発揮して、いきいきと働くことができる男女共同参画社会を実現するためには、事業者・企業の果たす役割が重要です。
仕事と生活の調和の実現や、男女が共に参画できる環境の整備は、それぞれの事業者・企業はもちろん、日本の社会・経済の活性化につながります。積極的に男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

県の役割

全庁的な推進体制により第4次おかやまウィズプランを着実に推進し、適切な進行管理を行うとともに、各種施策の実施にあたっては、男女共同参画を推進するための総合拠点施設である男女共同参画推進センター(ウィズセンター)を中心に、さまざまな主体と協働して、総合的かつ効果的に推進します。

市町村との連携

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な自治体である市町村の果たす役割は重要です。
市町村との連携を図るとともに、市町村の男女共同参画計画の策定やDV対策などを積極的に支援し、地域に根差した取組を促進します。

ウィズセンター(岡山県男女共同参画推進センター)

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)6階
TEL.086-235-3307 FAX.086-235-3306
男女共同参画社会の実現を目指すための施設です。男女共同参画に関する講座の開催や、図書・ビデオの貸出、家族や夫婦の悩み相談などを行っています。お気軽にお立ち寄りください。

「第4次おかやまウィズプラン」は男女共同参画青少年課のホームページでご覧になれます。
<http://www.pref.okayama.jp/> 岡山県トップページ > 組織で探す > 県民生活部 > 男女共同参画青少年課

岡山県 県民生活部 男女共同参画青少年課
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL.086-226-0553 FAX.086-225-2949



概要版

男女が共に輝く おかやまづくり

第4次 おかやま ウィズプラン

平成28(2016)年度～平成32(2020)年度



岡山県

第4次ウィズプラン 基本目標

基本目標 I

男女共同参画社会の基盤づくり

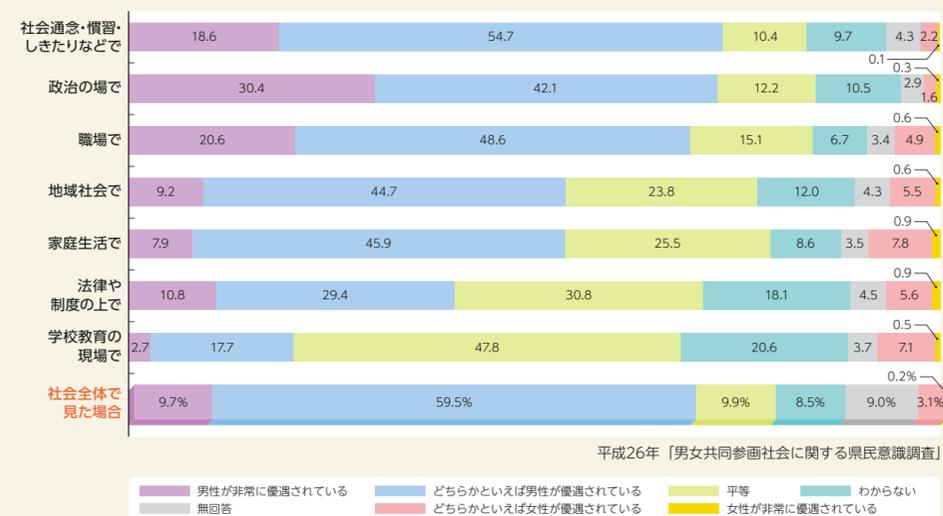
男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識も以前に比べると浸透してきたとはいえ、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、男女の地位の不平等感が根強く残っています。

性差別、固定的な性別役割分担や偏見などにつながっている社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな活動に共に参画できるよう、意識改革を促進します。

各分野・社会全体における男女の地位の平等意識

Q. あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっているとお考えですか。



数値目標	策定時	目標値
県民満足度等調査 「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の満足度の平均点	2.83点 (H27.11)	3.08点 (H32)
家庭教育相談員の養成数	903人 (H26)	1,050人 (H32)
男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	23.9% (H26)	30.0% (H32)

- 重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進
- 重点目標3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
- 重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進
- 重点目標5 若い世代における男女共同参画の推進



テーマ別に3つの基本目標を定め、さまざまな施策を進めます。

基本目標 II

男女の人権が尊重される社会の構築

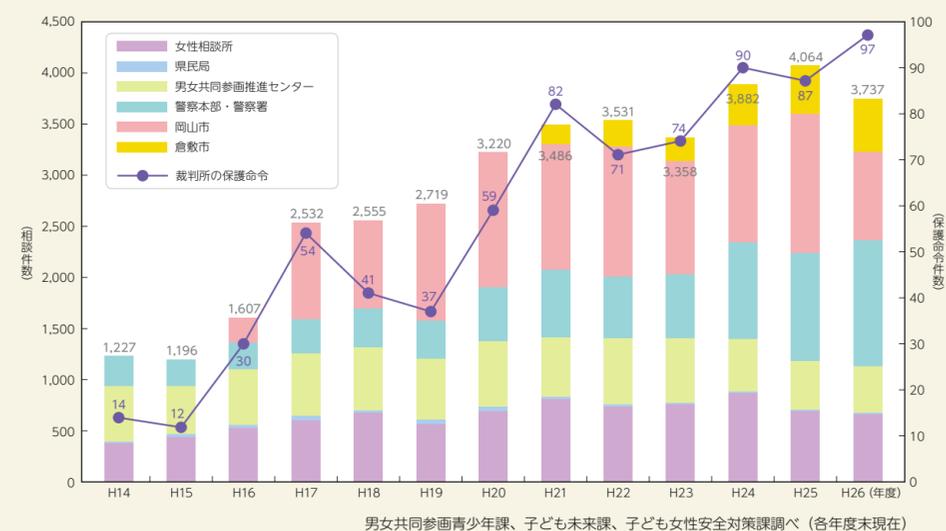
男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要です。

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力（DV）など多岐にわたる男女間の暴力は、必ず根絶しなければならない社会問題として、男女が両性の本質的平等のもとに、安心して暮らせる環境づくりに一層取り組みます。

また、妊娠や出産など、女性のライフサイクルにあわせた心と体の健康づくりを支援します。

さらに、経済情勢の変化に伴い、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上のさまざまな困難な状況に置かれている人々への支援にも取り組みます。

DV相談件数と裁判所の保護命令件数(県)



数値目標	策定時	目標値
DV防止基本計画策定市町村数	16市町村 (H27.4)	27市町村 (H32)
フィルタリング奨励宣言店舗数	172店舗 (H27.10)	222店舗 (H32)
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	17.0人 (H26)	14.4人 (H32)

- 重点目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 重点目標7 情報化社会における男女の人権の尊重
- 重点目標8 生涯を通じた女性の健康支援
- 重点目標9 生活困難を抱える人々への支援



基本目標 III

男女が共に活躍する社会づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことは、男女共同参画社会の基礎となるものです。

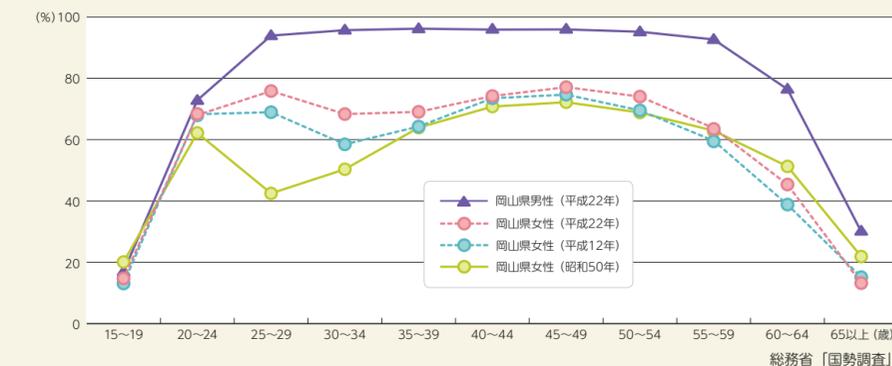
行政や事業者・企業のサービスを受ける対象となるのは半数が女性であり、ニーズにあったサービスを提供するためにも、政策・方針の決定過程への女性の参画が必要です。行政はもとより、関係機関、各種団体、事業者・企業などへも働きかけ、女性の参画の拡大を一層推進します。

雇用の分野については、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などを一層推進し、結婚や出産などにより本人の意に反して離職しないよう、働き続けることのできる環境づくりを進めます。あわせて、意欲と能力のある女性のチャレンジを支援するとともに、子育て中の女性の就職を支援します。

さらに、男女が社会のあらゆる分野に参画し、活躍していくためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が必要です。これは、少子化・高齢化の進展や労働力人口の減少の中で社会・経済を活性化させるためにも、大変重要です。

県においても国などと連携して、仕事と生活の調和の実現に取り組みます。

年齢階級別労働力率(県)



数値目標	策定時	目標値
女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	53.8% (H26)	59.3% (H32)
農家における家族経営協定締結戸数	527戸 (H26)	650戸 (H32)
育児休業取得率(男性)	4.3% (H24)	8.0% (H30)

- 重点目標10 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 重点目標11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大
- 重点目標12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 重点目標13 女性のチャレンジ支援
- 重点目標14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

